



長野県報

2月24日(金)
令和5年
(2023年)
第383号

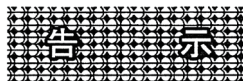
目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…………… 1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 1

公告

- 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課）…………… 2
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3件）（都市・まちづくり課）…………… 2



長野県告示第107号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和5年2月24日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）
塩尻市大字広丘原新田字吉田境91番1及び91番6並びに大字広丘吉田字道東978番6及び字道西979番4の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

水大気環境課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和5年3月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月24日

長野県飯田建設事務所長 太田 茂登

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 151号
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡下條村睦沢763番の1地先から 下伊那郡下條村睦沢1202番の2地先まで	旧	18.4～43.7 m	0.2053 km
同上	新	20.9～67.9	0.2053

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

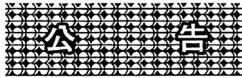
令和5年2月24日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 406号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字野辺字吹原1891番の2地先から 須坂市大字野辺字中原1952番の2地先まで	旧	m 6.5～28.0	km 1.2598
		新	1.2598
同 上	新	6.5～28.0	1.2598
		12.0～47.1	1.3591

道路管理課



公告

上松町における県営ひのきの里地区野尻換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和5年2月13日に行いました。

令和5年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画道路 3・6・18号秋宮武居線
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び下諏訪町役場

都市・まちづくり課